

質 問 書 回 答

件名) 東北自動車道 蓮田 SA(下り線)仮設トイレ実施設計

| | 質問箇所 | 質問内容 | 回答 |
|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1 | 1-7 | 打合せ回数が表記されている表の中に「当初打合せ」が記載されておりましたが、中間打合せに含まれていると考えてよろしいでしょうか。 | 特記仕様書 1-7 表中の備考のとおり、現地調査と兼ねることができます。中間打合せには含みません。 |
| 2 | 1-11 | 本業務に建築基準法第 44 条による道路内建築許可申請の手続きが追加される場合があると記載されておりますが、追加された場合は別途協議により清算を行うと考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 3 | 2-3 | 本敷地において、既存建物は建築基準法第 86 条の一団地認定は受けていない建物群であると考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 4 | 2-6-2 | 本仮設トイレについては、現蓮田 SA (下り) 敷地内に築造すると考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 5 | 2-6-5 | 特殊な仮設計画とはどのような仮設計画でしょうか、具体的にお教え願います。 | 施設工事調査等積算基準 4-1(1)表-2 の(4)(i)のとおりです。 |
| 6 | 2-6-6, 2-6-7 | 電気や給水の引き込みは仮設トイレ設置予定場所に近接しており、新たに設ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、排水の放流先は既存のトイレの放流先へ接続すると考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 7 | 2-6-6, 2-6-7 | 「関連する電気、通信、機械設備設計及び造園設計との調整を十分に行い・・・」とありますが、本業務を始めるときにはそれらの設計は全て完了していると考えてよろしいでしょうか。完了していない場合は、いつそれらの完成した図面が提示されるのか、明示願います。 | 完了していません。特記仕様書 1-3 に記載のとおりです。 |
| 8 | 2-6-6, 2-6-7 | 7 の質問に関連がありますが、改築トイレの実実施設計図は全て完了し、本業務を始めるときにはそれらの設計は全て完了し、図面データを提供いただけると考えてよろしいでしょうか。完了していない場合は、いつそれらの完成した図面が提示されるのか、明示願います。 | 改築トイレの実実施設計は本業務中には完了しないため提示できません。 |
| 9 | 別紙 1 | 石綿含有材料があると予測される場合においても、石綿含有分析調査は本業務に含まれないと考えてよろしいでしょうか。調査を行う場合には別途調査分析費は清算を行うと考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 10 | 別紙 1 | 浄化槽を解体するとありますが、仮設トイレに対しては不要なのでしょうか。あるいは本業務外で | 仮設トイレに対しては必要となります。本業務外で別途設置は |

| | | | |
|----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| | | 別途設置されるのでしょうか。 | 行いません。 |
| 11 | 別紙 1 | 建物周りの外構とは、建物周り 2m程度と考えてよろしいでしょうか。異なる場合にはその範囲を明示願います。 | そのとおりです。 |
| 12 | 別紙 1 | 仮設トイレ棟、仮設障害者駐車ます上屋の設定地盤は基本設計にて決まっているとと考えてよろしいでしょうか。また改築トイレ工事に伴い、地盤レベルは全て決定していると考えてよろしいでしょうか。 | 設定地盤は決まっています。改築トイレの実施設計は本業務中には完了しないため地盤レベルは決まっておりません。 |
| 13 | 1-2-4 | 既存建物の図面は全て貸与いただけると考えてよろしいでしょうか。すべてはない場合は建築、構造、電気、機械の図面はそれぞれの程度そろっておりますでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 14 | 1-2-4 | 既存建物の図面は CAD データでいただけると考えてよろしいでしょうか。 | CAD データではありません。 |
| 15 | 1-2-4 | 既存建物の完了検査済証、確認済み証、その他各申請図書は全て揃っていると考えてよろしいでしょうか。また、全てはない場合、それぞれの程度そろっておりますでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 16 | その他 | 施設工事調査等積算基準において、仮設トイレの設計の複雑度の係数は 1 と考えてよろしいでしょうか。 | 施設工事調査等積算基準における複雑度は改修設計の場合適用するもののため本業務は適用外です。 |
| 17 | その他 | 解体撤去設計業務について施設工事調査等積算基準では記載がありませんが、どの積算基準にならって積算すればよいのでしょうか。 | 積算に関する事項についてはお答えできません。 |
| 18 | 2-4-2 | 今回の仮設建物については仮設建築物の許可は申請せず、本設建物同様の申請を行うと考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |